

北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

< 省 略 >

2 請求書の提出及び受理

平成19年7月11日提出のあった本措置請求書（以下「請求書」という。）は、所要の法定要件を具備しているものと認めこれを受理しました。

第2 監査の実施

1 請求の要旨

請求書並びに請求人の陳述を総合した結果、請求（主張事実及び措置請求）の要旨は次のとおりと解しました。

| 項 目 | 請 求 要 旨 |
|---------|--|
| 請求の対象者 | 北見市長 |
| 主 張 | 平成19年3月13日退職した阿部前監査委員が公用文書等毀棄罪で告発されている状況から、北見市長は、北見市特別職の職員の退職手当に関する条例第7条で準用する北見市職員退職手当条例第16条の「退職手当の支給の一時差し止め」をすべきだった。これをしなかった行為には瑕疵があり、退職手当を支給したのは、違法若しくは不当な支出である。 |
| 措 置 請 求 | 北見市長に対し、支給した退職手当118万1250円を市に返還すべき旨の勧告を求める。 |

2 監査対象

請求内容及び陳述から、公金（退職手当）の支出をその対象としました。

3 監査対象部局

総務部職員課

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成19年8月6日、請求人から請求書の要旨を補足する陳述を聴取しました。

なお、その際、請求書の記載事項に関する新たな証拠の提出がありました。

5 監査の方法

請求書及び同請求書に添付された事実証明書を検討するとともに、請求人の陳述、関係書類等の収集・検証、関係職員からの説明聴取などを参考にして、監査を実施しました。

（1）収集及び検証を行った主な関係書類等

ア 本件退職願と、その対応に係る決裁書類

イ 退職手当支給に係る決裁書類

ウ 本件支出に係る支出負担行為書及び支出命令書

エ 旧常呂町町長交際費支出における文書処分の調査結果

（2）説明聴取を行った関係職員

総務部長、総務部次長（職員監）

6 監査委員の除斥

本監査に当たっては、法第199条の2の規定により、佐藤周一監査委員を除斥しました。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査の結果、本件公金（退職手当）の支出について、主な事実関係は次のとおりです。

(1) 退職手当支給に係る予算措置

ア 会計区分 平成18年度一般会計予算

イ 支出科目及び予算額

| 款 | 項 | 目 | 細目 | 細々目 | 節 | 予算額 |
|------------|------------|-----------|------|------|-------|-----------------|
| 第2款 総務費 | 第2項 職員費 | 第4目 諸費 | 退職手当 | 退職手当 | 職員手当等 | 1,676,397 千円 |

(2) 支出に係る事務処理

退職願いの提出年月日等
平成19年3月11日提出
平成19年3月12日受理
平成19年3月13日承認

- ・ 監査委員の退職については、市長の承認が必要（法第198条）であるため、これに係る起案は市長決裁処理。

(3) 退職手当の支払い年月日及び金額

平成19年4月12日支払（指定口座振込み）

- ・ 退職手当は退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。
（北見市特別職の職員の退職手当に関する条例で準用する北見市職員退職手当条例(以下「退職手当条例」という。)第2条第2項)

金額 1,181,250円

(退職時の給料月額 393,750円 × (勤続年数) 1年 × (支給率) 300/100)

(4) 退職手当の予算執行等事実確認

上記(1)から(3)のように、本件退職手当支出に係る起案及び予算措置に基づく支出の事務手続き及び処理については、条例、財務規則により適切に処理されている事実を確認しました。

2 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認、請求人の主張及び陳述、関係職員の説明聴取及び関係書類等の検証に基づき、検討した結果、監査委員の合議により、本件について次のように判断いたしました。

(1) 判断の基本姿勢

本件監査の実施に当たっては、判例、行政実例、学説の状況を勘案し、終局的には監査委員の条理により判断したものです。

(2) 主たる着眼事項とその検討結果

請求人が主張する条例の解釈及び判断について、下記2点に着眼し以下のとおり検討しました。

ア 退職手当の支給の一時差し止めに係る条例の規定について

退職手当条例第2条第2項では、「退職手当は退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。(中略) その他特別の事情がある場合はこの限りでない。」とあります。

また、退職手当条例第16条では「在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき(中略) 退職手当等の支給を一時差し止めることができる。」とあります。

この一時差し止めの規定を適用するには、職員の退職後その在職期間中の行為について現に逮捕されている場合、あるいは犯罪があると思料するに至った場合で退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときであり、この判断は、任命権者において行い得るものと考えます。

イ 犯罪があると思料するに至った場合の考え方について

退職手当の一時差し止めにかかる犯罪があると思料するに至った場合とは、具体的な状況に応じて判断することになりますが、退職者の権利の尊重にも留意し、これに係わる調査結果や情報などを総合的に勘案して、事実関係について相当程度の確証が得られることが必要と考えます。

本件退職手当の支給時においては、公用文書等毀棄の容疑で告発が受理され

てはいますが、このことからただちに犯罪があると判断できる状況ではないものと考えます。また、その者に犯罪があると思料する客観的事実がなかったことから、一時差し止めしなかった行為については瑕疵がないと判断できるものです。

なお、今後、刑事事件として起訴され禁錮以上の刑が確定した場合は退職手当条例第17条の規定に基づき返納を求めることができるものです。

(3) 結論

以上の着眼事項の検討から、市長が退職手当の一時差し止めをしなかった行為には違法・不当はないと判断し、「阿部前監査委員の退職手当の支給」に係る財務会計上の行為については、北見市特別職の職員の退職手当に関する条例等に基づき適正に処理されており、請求人が主張する違法又は不当なものには該当せず、退職手当の返還を求める請求人の主張には、その理由がないものと認めます。